

足利市消防本部防火衣一式購入に係る公募型プロポーザル募集要項

1 物件名

足利市消防本部防火衣一式購入

2 概要

(1) 目的

足利市消防本部の消防吏員用の防火衣一式の購入を目的とする。

(2) 内容

消防吏員用防火衣一式（防火衣、防火帽、しころ及び防火長靴） 60 式
なお、以後 3 か年で計 180 式の購入を予定している。

(3) 納期

令和 5 (2023) 年 3 月 24 日（金）まで

(4) 納入場所

足利市消防本部消防総務課

(5) 物品の基本仕様

別紙 1 「防火衣一式基本仕様書」による。

3 提案限度額

1 3, 2 6 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 見積書に記載の金額が提案限度額を超えた場合は失格とする。

4 参加資格

(1) 足利市物品購入・業務委託等認定業者名簿（業種区分：011 その他－001 消防・保安用品）に登録されている者であること。なお、本要項の公表時点で登録されていない者であっても、6 月 15 日までに、令和 4・5 年度足利市入札参加資格審査申請を契約管財課あて申請し、6 月 22 日までに名簿登録が認められた場合には、参加を認めるものとする。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22(1947)年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

(3) 足利市競争入札参加者指名停止要領（平成 22(2010)年 4 月 1 日実施）の規定に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 (1991)年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに足利市暴力団排除条例（平成 24(2012)年足利市条例第 22 号）第 6 条に規定する密接関係者でないこと。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11(1999)年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(6) 足利市消防本部と同規模以上の消防本部等へ防火衣上下の納入実績があること。

5 参加表明に関する事項

(1) 参加表明書の作成様式

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要及び本店、営業所等一覧（任意様式）

※ 会社概要については、商号又は名称、代表者役職・氏名、所在地、設立年月日、資本金及び事業内容が記されているもの（公表日現在）。

ウ 上記「4(6)」に該当することを証する書類（契約書、発注書等及び検査証明書等の写し）

※ 契約書に付随している仕様書等についても添付を要する。検査証明書が発行されていない場合は、発注者からの入金を確認できる通帳の写し等で代用可能とする。ただし、代用する場合には通帳名義人が確認できる写し及び納品書も提出すること。

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期間

令和4(2022)年6月22日(水)午後5時まで

イ 提出場所

足利市消防本部消防総務課庶務担当

(栃木県足利市大正町863番地 消防本部庁舎2階)

ウ 提出方法

持参に限る。閉庁日（土曜日、日曜日及び祝祭日）を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

エ 提出物について

提出書類は、封入、封緘をし、封筒に「足利市消防本部防火衣一式購入に係る公募型プロポーザル参加表明書在中」、提出者の商号又は名称、担当者名及び連絡先を記載すること。

オ 持参時の注意事項

提出時には、封筒記載の担当者の名刺を併せて提出すること。なお、担当者とは別の方が持参する場合、持参する方の名刺も併せて提出すること。

(3) 問合せ先

〒326-0807

栃木県足利市大正町863番地 足利市消防本部消防総務課庶務担当

電話：0284-41-3197 FAX：0284-42-9920

E-mail：syoubou@city.ashikaga.lg.jp

担当：渡邊、長谷川

6 募集要項の質問に関する事項

(1) 受付期間

公表翌日から令和4(2022)年6月15日(水)午後5時まで(必着)

(2) 受付方法

電子メールにて受付ける。

(3) 提出方法

質問書(様式第2号)を作成し、上記「5(3)問合せ先」に電子メールにて提出すること。件名に「防火衣一式購入に係る公募型プロポーザル質問書」と記載し、電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。口頭、電話、ファックス、郵送及び持参による質問は一切受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4(2020)年6月20日(月)までにホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、募集要項、提供資料等の追加又は修正とみなす。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

7 企画提案書に関する事項

(1) 企画提案書の提出依頼

参加資格を満たしていると確認できた者には、企画提案書提出要請書を電子メールで通知する(7月1日(金)通知予定)。プレゼンテーション審査の日時等も併せて通知する。

(2) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限

令和4(2022)年7月15日(金)午後5時まで

イ 提出場所

上記「5(2)イ」と同じ。

ウ 提出方法

上記「5(2)ウ」と同じ。

エ 提出物について

提出書類は、ひとまとめにして提出すること。また、サンプルについても、箱、バッグ等に入れるなどしてひとまとめにして提出すること。

オ 持参時の注意事項

提出時には、担当者の名刺を併せて提出すること。なお、担当者とは別の人が持参する場合、持参する方の名刺も併せて提出すること。

(3) 企画提案書の作成様式、注意事項等

別紙2「企画提案書等提出物一覧」のとおり

(4) その他

- ア 企画提案書は、1 提案者について1 件を限度とする。
- イ 企画提案書等の作成に当たり、本消防本部職員へ聞き取り等の理由で接触しないこと。
- ウ 提出後の差し替え、追加及び変更は認めない。
- エ 提出した企画提案書や見積書が、提示した物品と大きく乖離している場合又は提案内容に対して見積が不適切な場合は、ヒアリング審査の対象としない場合がある。
- オ 原則、企画提案書等受理の通知は行わない。

8 優先交渉権者を選定するための評価基準等

評価項目	評価配分	評価事項
1 資格要件	—	・物品が基本仕様を満たしているか。
2 実績状況	10%	・防火衣一式の納入実績
3 実施体制	10%	・営業所の所在地
4 企画提案	80%	・物品の性能、アフターサービス、現在使用する資機材等とのマッチング等
5 見積金額	—	・提案限度額以内か。
合計	100%	

評価項目等の詳細は、別紙3「優先交渉権者の選定評価項目等」による。

9 審査及び優先交渉権者の選定等

(1) 選定の方法

本要項に従い提案書を提出した者（以下「提案者」という。）を対象に「足利市消防本部防火衣一式購入審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者とする。

なお、提案者が1者のみの場合であっても審査委員会を実施し、下記のとおりとする。

ア 評価の基準を満たしていると判断した場合、優先交渉権者として選定。

イ 評価の基準を満たしていないと判断した場合、優先交渉権者として選定しない。

(2) プレゼンテーション審査

審査委員会は、企画提案書等に基づいたプレゼンテーション審査を実施することとし、厳正かつ公平に審査する。

ア 日時

令和4(2022)年7月25日(月)(予定)

正式な日時等については、企画提案書提出要請書に併せて通知する。

イ 会場

足利市消防本部庁舎 2 階会議室

ウ 時間

30 分以内（企画提案 20 分、質疑応答 10 分を予定）

エ 説明員

1 者につき 3 名以内とする。

オ 方法

パソコン、プロジェクター等によるプレゼンテーションは許可する。スクリーン及びプロジェクターは会議室備え付けのものを使用してよい。ただし、パソコン、接続ケーブル等は参加者が用意すること。インターネット環境はありません。

カ その他

プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づいて説明し、追加提案や追加資料等の配布は認めない。また、プロジェクター等を使用する場合、社名を含んではならない。

10 優先交渉権者等に対する通知方法及び審査結果の公表

(1) 優先交渉権者への通知

優先交渉権者に選定された者に対しては、選定された旨を選定通知書にて通知する。

(2) 優先交渉権者に選定されなかった者への通知

ア 優先交渉権者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を非選定通知書にて通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面により非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

(ア) 受付場所

上記「5 (2)イ」と同じ。

(イ) 受付時間

上記「5 (2)ウ」と同じ。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を除く。）以内に書面により行う。

(3) 選定結果及び評価結果の公表

優先交渉権者決定後、選定結果及び評価結果をホームページで公表する。

ア 優先交渉権者の氏名及び住所

イ 優先交渉権者が提案した見積金額

ウ 応募者の数

エ 評価結果（優先交渉権者以外の氏名は符号によるものとする。）

11 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、納入物品の詳細仕様等について協議する。防火衣の詳細仕様についての協議にあたっては、2回の試作品製作を見込んでいる。また、詳細仕様が決めた場合は、優先交渉権者が詳細仕様書を作成する。なお、それらに関する費用は、優先交渉権者の負担とする。

詳細仕様の決定後、契約を行う。契約金額の総額は、見積書記載の額を超えない範囲とする。なお、各品目の内訳額については、提出した積算内訳書と合致しなくても良い。

(2) 下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア 優先交渉権者が審査後、上記「4」に定める「参加資格」を満たすことができなくなったとき

イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき

ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき

エ (1)の試作品において、仕様を満たすことができない等、納品の見込がないと判断された場合

オ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

(3) 契約締結日

令和4(2022)年10月中を予定している。ただし、試作品の作成期間及び契約から納期までの必要期間を考慮し、両者協議して時期を決定する。

12 その他の留意事項

(1) 提出期限までに必要書類が到達しなかった場合は、本企画提案に参加できない。また、提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は企画提案書を提出することができないものとする。

(3) 参加表明書、企画提案書、見積書等の作成及び提出、プレゼンテーション審査への出席、サンプル作成等、本プロポーザルに係る費用は、全て提出者の負担とする。

(4) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

(5) 提出された参加表明書は返却しない。

(6) 提出された企画提案書は返却しないものとする(サンプルを除く。)。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。

(7) 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、プロポーザル参加辞退届(様式第3号)を1部、上記「5(2)イ」へ持参又は郵送により提出し

なければならない。

- (8) 参加表明書及び企画提案書を提出する者は、足利市契約規則、足利市プロポーザル方式実施要領を熟知の上、提出すること。
- (9) 参加表明及び企画提案書提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (10) 提出された企画提案書等は、足利市情報公開条例（平成 11 年足利市条例第 3 号）の規定に基づき、開示することがあるので留意すること。
- (11) やむを得ない緊急の理由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを中止することがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した費用を足利市に請求することはできない。

13 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない者
- (3) 提出期限後に見積書内の金額に訂正を行った者
- (4) プレゼンテーション審査に出席しなかった者
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た者
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- (7) 見積書の金額が、上限額を超過した者
- (8) 参加表明後、契約締結日までに指名停止を受けた者

14 優先交渉権者の選定に係るスケジュール（参考）

項目	期間
募集開始（公表日）	6月8日（水）
質問書の受付開始	6月9日（木）
質問書の受付期限	6月15日（水）午後5時まで
質問に対する回答	6月20日（月）まで
参加表明書等の提出期限	6月22日（水）午後5時まで
企画提案書等の提出要請 プレゼンテーション審査実施通知	7月1日（金）
企画提案書等の提出期限	7月15日（金）午後5時まで
プレゼンテーション審査	7月25日（月）
審査結果通知	8月5日（金）（予定）
契約交渉（詳細仕様の決定等）	8月8日（月）～10月（予定）
契約締結	10月中（予定） 試作品の作成期間及び契約から納期までの必要期間を考慮し、両者協議して時期を決定する。
納期	令和5（2023）年3月24日（金）

※ スケジュールは前後する可能性がある。